平成２５年（フ）第２１０号
愛知県一宮市大和町馬引字横手21番地　ラ・フォンターナ703号
債務者　塗装の匠イシハラこと　石原　雄司
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成瀬　伸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２６号
愛知県一宮市相生２丁目２番22号　ベルメゾン山崎103号
債務者　大西　祐里
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武川　真弓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１３１号
札幌市東区北22条東18丁目１番７―202号
債務者　吉田喜美子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５８号
北海道日高郡新ひだか町静内吉野町１丁目１番12号
債務者　土屋　昭次
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　茂徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１７号
名古屋市東区泉１丁目４番３号　パストラール泉403号
債務者　大野　良市
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪野　公夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９８号
埼玉県深谷市瀬山561番地
債務者　金　　鍾克（通称金川鍾克）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９９号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目74番地18
債務者　森　　功
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７６号
北海道苫小牧市豊川町１丁目７番53号　メゾンＭ２―201
債務者　伊藤　由美（旧姓黒丸）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第７８号
北海道苫小牧市旭町２丁目２番20―906号、住民票上の住所北海道苫小牧市元中野町２丁目23番21―304号
債務者　佐藤ひろみ（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３４１号
仙台市太白区茂庭台２丁目４番８号
債務者　阿部　雅彦
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６１５号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　２棟201
債務者　大﨑　律子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６５号
名古屋市中川区東春田３丁目122番地　ロイヤルコーポ加藤１―Ｂ号
債務者　タムラ産業こと　田村　謙董
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９６６号
名古屋市中川区東春田３丁目122番地　ロイヤルコーポ加藤１―Ｂ号
債務者　田村　康代
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８５号
名古屋市東区相生町７番地　グレイス相生Ｂ号
債務者　藤澤　拓也
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７号
滋賀県東近江市中小路町662番地３
債務者　北川　龍二
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１７６号
高知市北高見町７番地57
債務者　伊井眞喜子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６９５号
福岡県朝倉市三奈木2868番地１
債務者　鶴田　英子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部